

大阪府障がい者委託訓練事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、障がいのある方の早期就職や雇用の継続を支援するため、必要な知識や技能が習得できる職業訓練を社会福祉法人や企業等の民間教育訓練機関に委託して実施しています。

本事業は、民間教育訓練機関が有する知識やノウハウ等により効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「令和9年度大阪府の予算の成立」を前提に実施される停止条件付きの事業です。

そのため、国との協議が整わない場合や、大阪府の予算が成立しない場合は、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 事業名

大阪府障がい者委託訓練事業（障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練）

(1) 事業の趣旨・目的

就職や雇用継続に必要な知識や技能を習得する職業訓練を民間教育訓練機関に委託して実施し、障がい者の就職や雇用継続を支援する。

(2) 業務概要及び委託単価上限額

別添、各委託訓練事業の「仕様書」のとおり

2 スケジュール

・公 募 開 始	令和8年10月8日（木曜日）
・説 明 会 開 催	令和8年10月15日（木曜日）
・質 問 受 付 締 切	令和8年10月16日（金曜日）
・提案書類提出期間	令和8年10月22日（木曜日）から11月9日（月曜日）
・選 定 委 員 会	令和8年12月下旬頃
・最 終 結 果 公 表	令和9年1月中旬頃
・契 約 締 結	訓練科目ごとに異なります
・事 業 開 始	
・事 業 終 了	

3 公募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者、又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※(1)は、共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。(16)は、共同企業体の構成員のいずれかが有していればよい。）

(1) 日本国内に営業所を有し、大阪府内において公共職業訓練を開講できるとともに、本事業に係る企画立案及び経理処理など各種事務的的確な処理・個人情報管理の管理体制など、事業実施に必要な能力を有すること。

また、本事業を受託できる財政的健全性を有していること。なお、共同企業体は、申請代表者が構成員相互の関係を調整し、委託金の適切な執行、管理、報告書の作成等の事務的管理能力を

有していること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(6) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(8) 公的職業訓練に関して受託機会の制限を受けた者で、不正行為に係る処分を通知した日から起算して5年以内の期間を定めて受託機会を与えないとして、通知を受けてから、当該期間を経過していない者でないこと。

(9) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(10) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の

給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

- (11) 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者でないこと。
- (12) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の規定による報告を行わなければならない事業主等は、令和8年6月1日現在(事業主が事業を開始していない場合にあっては、当該事業を開始した日の属する月の翌月の初日)における雇用障がい者数が法定雇用障がい者数以上であること。
- (13) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険等又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(申請日現在において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- (14) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (15) 守秘義務を遵守できること。
- (16) 本事業を行うにあたり、大阪府との打合せなどに適切に対応できること。
- (17) 本事業を行うにつき、関係法令を遵守するとともに、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合にあっては、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (18) 共同企業体については、提案上、1つの企業とみなし、応募書類提出後は、代表者及び共同企業体構成員の変更は原則として認めない。
- (19) 介護職員初任者研修科を提案する者は、大阪府内に介護員養成研修事業者の指定を受け、介護員養成研修(介護職員初任者研修課程)に係る教育訓練を開講できる者であること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を下記の「(1) アからキ」により、持参して提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布開始日

令和8年10月8日(木曜日)午後2時から

イ 配布方法

公募要領は、関連ホームページ「令和9年度大阪府委託訓練事業の企画提案公募について」からダウンロード・印刷してください。※郵送による配布は行いません。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110110/nokai/h-oshirase/k350-r09.html>)

ウ 受付場所

大阪府 商工労働部 雇用推進室 人材育成課 委託訓練グループ

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎24階

電話番号：06-6210-9530・06-6210-9531



エ 提出方法

企画提案書類は下記「オ 電話予約期間」の間に提出日時を電話予約の上、持参してください。（郵送・電子メール等による提出は認めません。）当日は企画提案書類の受付のみ行います。なお、受付した書類に不備や不足等があった場合は、補正を求めますので、可能な限り早期の日程で提出をお願いします。再提出の期限については、補正を求める際に指定します。

オ 電話予約期間

令和8年10月9日（金曜日）午前10時から令和8年11月5日（木曜日）午後3時まで
大阪府商工労働部雇用推進室 人材育成課 委託訓練グループ
（電話06-6210-9530・06-6210-9531）

カ 提案書類提出期間

令和8年10月22日（木曜日）から令和8年11月9日（月曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

※11月6日（金曜日）及び9日（月曜日）は、受付時において内容に不備等があった場合の再提出日としているため、事前予約はできません。

キ 企画提案書類の提出にかかる経費

全て提案者の負担とします。

(2) 応募書類

* 別添の『企画提案書等記入項目注意事項及びチェックリスト』に従って記入・作成してください。

様 式	様 式 内 容	備 考
様式第 1 号【障】	大阪府障がい者委託訓練事業企画提案書	
様式第 2 号【障】	誓約書	
様式第 3－1 号【障】 様式第 3－2 号【障】 様式第 3－3 号【障】 様式第 3－4 号【障】	訓練実施機関・施設の概要・運営体制	
様式第 3－5 号【障】	訓練実施施設の概要【職場実習先リスト】	
様式第 4－1 号【障】	就職支援体制	
様式第 4－2 号【障】	障がい者委託訓練就職実績	※府主催の訓練実績及び他の訓練（基金訓練、求職者支援訓練、他府県の委託訓練）の就職率実績
様式第 4－3 号【障】	就職支援計画	
様式第 5 号【障】	講師名簿	
様式第 6 号【障】	使用教材一覧表	※使用教材（テキスト・参考書等）の名称・価格の確認できる資料は、添付資料のファイルに綴じること
様式第 7 号【障】	障がい者委託訓練カリキュラム	
様式第 7 号（別紙）【障】	対象障がい種別毎の訓練実施体制	
様式第 8 号【障】	大阪府障がい者委託訓練実施経費見積書	
様式第 9 号【障】	障がい者の雇用状況についての報告書	※常用労働者の総数が40.0人未満の場合のみ提出。
様式第 10－1 号【障】 様式第 10－2 号【障】 様式第 10－3 号【障】 様式第 10－4 号【障】 様式第 10－5 号【障】	共同企業体届出書 業務委託共同企業体協定書 委任状 使用印鑑届（代表構成員が代表取締役の場合） 使用印鑑届（代表構成員が受任者の場合）	共同企業体で参加する場合に提出。（訓練事業ごと）
様式第 11 号【障】	委任状	
資料	令和 9 年度 大阪府障がい者委託訓練事業日程表	
企画提案書等記入項目注意事項及びチェックリスト		提出書類の記入・作成時の注意事項に従うこと。

様 式	様 式 内 容	備 考
その他の提出資料等 (添付書類)	ア 定款又は寄附行為の写し(原本証明必要) イ 会社案内(パンフレット)等の訓練実施施設の所在地、名称、事業所規模等が明記された資料 ウ 法人の履歴事項証明書(発行日から3か月以内のもの) エ 不動産の履歴事項証明書(発行日から3か月以内のもの)・賃貸借契約書の写し等、施設が使用可能であることが確認できるもの ※提案予定の教室が賃貸借契約条件を交渉中である場合は、受付時にその旨を申し出た上で、受付期間中に提出できる場合は追加提出すること。受付期間中に提出できない場合は、「開講3か月前までに契約締結及び賃貸借契約書の写しを提出する」旨を確約する書面を提出すること。 オ 訓練実施施設の平面図 ・教室、選考試験会場(面積又は面積が計算できるように縦と横の長さの記入があるもの) ・事務室、就職相談室、トイレ、自習室、談話室・休憩室(平面図にそれぞれの部屋及び設備の場所を記入。なお、自習室、談話室・休憩室については、ある場合に明記。) カ 納税証明書(未納が無いことの証明書)(発行日から3か月以内のもの)各1部 ・大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書 大阪府内に事業所がない場合は、本社等を管轄する都道府県税事務所が発行する納税証明書 ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (上記証明書に未納額がある場合は、納付した事実がわかる書類の写しを添付) キ 有料職業紹介事業許可証又は無料職業紹介事業届出書(許可証)の写し (※該当事業所のみ) ク キャリアコンサルティング担当者の要件が確認できる書類(キャリアコンサルタント登録証、職業訓練指導員免許証など)(いずれも写しで可。該当する資格証が訓練開始までに期限切れとなる場合には、更新予定時期を写しの余白に明記した上で、訓練開始までに有効な写しを提出すること。キャリアコンサルティング技能検定合格証書又は合格通知書を提出する場合は、訓練開始までに有効な写しを提出すること。) (※有している場合のみ) ケ 介護員養成研修(介護職員初任者研修課程)の訓練を提案する場合は、「介護員養成研修(介護職員初任者研修)の指定通知書」の写し 指定申請中の場合は、その旨記入した文書を添付し、「指定通知書」が発行され次第、速やかに提出。 コ 使用教材の写し(教材の名称、出版社名及び価格が確認できる表紙又は裏表紙のコピー) ※複数の科目を提案する場合は、余白に科目名を記入すること。 サ 常用労働者数が40.0人以上の事業主の場合は、管轄公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』(令和8年6月1日現在の状況について記入したもので公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し (※電子申請により提出された場合は、申請書をプリントアウトしたものを提出) 常用労働者数が40.0人未満の事業主の場合は、『障がい者の雇用状況についての報告書(様式第9号【障】)』 シ 公正採用権啓発推進員選任(異動)報告書及び新任・基礎研修の受講を証明する書類の写し(※該当事業者のみ) ス 大阪企業人権協議会への加入申込書の写し(※該当事業者のみ) セ 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター入会届の写し(※該当事業者のみ) ソ 「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録申請書の写し(※該当事業者のみ)	

(3) 企画提案書類の返却

企画提案書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、企画提案書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 企画提案書類の不備

企画提案書類に不備があった場合には、受理しないことがあります。

(5) 提出方法

ア ①企画提案書 2 部《提案科目ごとに正本 1 部、副本（コピー） 1 部》

②添付書類《提案事業者単位で正本 1 部》

正本、副本、添付書類、1部ずつ A 4 紙ファイルに綴って提出してください。

・ 正・副の表紙及び背表紙には右の【ファイル見本】のとおり、年度、訓練科名、法人名を記入してください。

・ 添付書類には年度、法人名を記入してください。

【ファイル見本】

＜記入例＞

正または副 令和 9 年度（障） ○○科（3 か月）、㈱○○

添付書類 令和 9 年度（障） ㈱○○

※背表紙は縦書きで記入し、末尾に 3 cm 程度の余白を設けてください。

正 令 和 9 年 度 障 ○ ○ 科 3 か 月 ㈱ ○ ○	正 令和 9 年度 (障) ○○科（3 か月） (株) ○○
--	--

イ『企画提案書等記入項目注意事項及びチェックリスト』は、提出の必要はありません。

ウ 受付日に企画提案書類の正本、副本及び添付書類を一緒にご提出ください。受付時に「整理番号」を付して副本をお返しします。不備事項があった場合は、大阪府から不備事項の修正や追加書類の提出を求めますので、指定された再提出の期限までに修正をお願いします。

エ 納税証明書は、原本各一部を添付書類のファイルに添付してください。

オ 受付が完了し、大阪府が受理した後の提案内容の差し替えは認めません（大阪府が修正等を求める場合を除く。）。

カ 企画提案書類の提出にあたって、虚偽の記入をした者は、本件公募への参加資格を失うものとしします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和 8 年 10 月 15 日（木曜日）午後 2 時から午後 3 時まで

(2) 開催方法

オンライン開催

オンライン会議システムを使用します。

（お申込みいただいた方には別途視聴用 URL をご連絡します。）

(3) 申込方法

大阪府行政オンラインシステムからお申し込みください。

（ <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/a9a6b1f6-e3e1-4aff-acd0-a7fea551e8a2/start> ）

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありませんが、提案予定者は可能な限りご出席ください。

(4) 説明会への申込期限

令和8年10月14日（水曜日）正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和8年10月8日（木曜日）14時00分から令和8年10月16日（金曜日）正午まで

(2) 質問方法

大阪府行政オンラインシステムから質問内容を提出してください。

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/0114f5ee-1337-4104-a7ed-48851ded757c/start>)

(3) 質問の回答

令和8年10月21日（水曜日）14時00分（予定）

質問への回答は人材育成課ホームページへ掲載し、個別の回答は行いません。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110110/nokai/h-oshirase/k350-r09.html>)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア 下記(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する「大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で審査を行い、訓練区分の開講月ごとに優れた提案を行った者を決定します。

イ 審査結果が設定した100点満点中60点に満たない場合は、契約交渉の相手方の対象外とします。

ウ 審査区分A、審査区分Bの合計点数が同点となった場合、審査区分B（訓練内容・カリキュラム内容、訓練中及び訓練修了後の就職支援又は雇用継続支援内容）の得点が高い者を上位として決定し、それでも同点となる場合は、選定委員会の合議により決定します。

エ 円滑な委託訓練の実施を図る観点から、過去2年以内に本事業又は大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）に係る苦情やその他訓練実施（選考試験の採点ミス等）に関して大阪府から文書指導を受けた場合、受託事業者都合による開講中止（最少開講人数による開講中止を除く）があった場合は、採点后、10点を減ずることとします。

オ 企画提案書類の記入内容について、現地調査を行う場合があります。

カ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

キ 委託先候補として選定された者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

○審査区分 A [35点]

	審査項目	審査内容	配点
審査内容	(ア) 訓練実施体制	運営体制、施設設備等	12点
	(イ) 委託訓練就職率	障がい者訓練の過去の実績（2年間）	5点
	(ウ) 見積額（価格点）	最低見積額との比較	10点
	(エ) 府施策への協力	府施策、障がい者の雇用状況等	8点
審査方法	各該当様式による	書類審査による	—

○審査項目ごとの審査基準

(ア) 訓練実施体制（12点）

評価事項		審査基準	
最少開講人数	府が示す定員未満での開講の可否	開講最少人数	
		1人でも開講する場合	[6点]
		定員の5割未満でも開講する場合	[4点]
		上記以外	[0点]
施設設備	施設設備は充実しているか。	訓練生1人当たりの教室面積（複数の場合は平均値）が [※]	
		2.50㎡以上	[2点]
		2.00㎡以上2.50㎡未満	[1点]
		2.00㎡未満	[0点]
		訓練時間外に利用できる教室等（自習室）が別に	
		設置されている	[2点]
		設置されていない	[0点]
		訓練生が利用できる談話室・休憩室が訓練施設内に	
		設置されている	[2点]
		設置されていない	[0点]

(イ) 委託訓練就職率（5点）

- ・障がい者の就職を目的とした訓練で、過去2年間のうちに就職率実績がある場合
- ・評価は、過去2年間〔令和6年4月1日から令和8年3月31日の間に実施・終了したもの〕の平均値で評価する。

審査基準	配点
60%以上	[5点]
30%以上60%未満	[3点]
10%以上30%未満	[2点]
10%未満	[1点]
実績なし	[0点]

(ウ) 見積額（価格点）（10点）

評価事項	区分	審査基準
訓練区分毎の提案について、「最も低い見積価格」を最高得点とし、これを基準に「各事業者の見積価格」を比較して点数化する。 職場実習付き訓練の「委託訓練費」は、「座学訓練経費」と「職場実習経費」の合計見積額で比較する。	・知識・技能習得（職場実習付き）	価格点の計算方法（訓練区分毎に計算）
		委託訓練費 最も低い見積価格 各事業者の見積価格 ※小数点以下第2位を四捨五入
		9点 × $\frac{\text{最も低い見積価格}}{\text{各事業者の見積価格}}$ = 得点
		職業能力講座 最も低い見積価格 各事業者の見積価格 ※小数点以下第2位を四捨五入
		1点 × $\frac{\text{最も低い見積価格}}{\text{各事業者の見積価格}}$ = 得点

(エ) 府施策への協力（上限8点）

評価事項	審査基準	点数
公正採用選考人権啓発推進員の設置及び新任・基礎研修の受講（事業所単位）	公正採用選考人権啓発推進員の選任	2点
	推進員を設置し、研修を受講している [2点] 推進員を設置していない、又は研修を受講していない [0点]	
大阪企業人権協議会への加入	大阪企業人権協議会への加入の有無	2点
	加入している [2点] 加入していない [0点]	
就職困難者の就労支援への協力	大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C－STEP）〕への加入の有無	2点
	加入している [2点] 加入していない [0点]	
「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録	「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無	2点
	登録している [2点] 登録していない [0点]	
障がい者雇用（企業単位）	障がい者の雇用 〈実雇用率〉 5.00%以上 4点 4.17～4.99% 3点 3.34～4.16% 2点 2.51～3.33% 1点 〈法定雇用障がい者数超過数〉 7人以上 4点 5～7人未満 3点 3～5人未満 2点 1～3人未満 1点 ※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。	4点
合計		12点 (8点)

※公正採用選考人権啓発推進員の選任、公正採用人権啓発推進員新任・基礎研修の受講、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む。）の登録について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

※障がい者の雇用について、申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、同法第44条第1項に規定する親事業主、同法第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は同法第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の「実雇用率」、「法定雇用障がい者数超過数」が審査内容の対象となる。

○審査区分B [65点]

（１）審査内容、審査方法、採点基準及び採点方法について

審査内容	訓練内容・カリキュラム内容、就職支援体制、訓練中及び訓練修了後の就職支援内容
審査方法	様式による書類審査 様式第[1、3-4、3-5、4-1、4-2、4-3、6、7、7別紙]号【障】
採点基準及び採点方法	(オ) 訓練内容・カリキュラム内容 (30点) ・提案科目単位で採点を行う。
	(カ) 就職支援体制、訓練中及び訓練修了後の就職支援内容 (35点) ・提案者（法人）単位で採点を行う。

（オ）訓練内容・カリキュラム内容 (30点)

評価事項	得点	審査のポイント
訓練内容・カリキュラム内容	30点	・障がい者の雇用ニーズを把握・分析し、訓練修了後、就職に結びつくカリキュラム内容になっているか。 ・訓練生のスキルや自己理解が高められる内容になっているか。 ・体調や訓練状況を日々、把握・共有するとともに、体調や訓練の習熟度に応じたきめ細かな支援体制になっているか。 ・カリキュラムの設定項目及び時間配分等は適切か。 ・使用教材、使用ソフト等は適切か。

（カ）就職支援体制、訓練中及び訓練修了後の就職支援内容 (35点)

評価事項	得点	審査のポイント
就職支援体制	5点	キャリアコンサルタント、精神保健福祉士等の資格を有した人材の専任配置や職業紹介事業（無料、有料）の展開など、就職支援体制が充実しているか。

訓練中及び訓練修了後の就職支援内容	30点	・府内の雇用失業情勢や障がい者雇用ニーズ等を把握・分析して、就職支援への取り組みに反映させているか。 ・訓練中における面談等を通じて、訓練生が希望する職種・就業形態などを踏まえた上で、訓練生の障がい特性に応じたきめ細かで、最適な就職支援を実施しているか。 ・訓練生のモチベーションを維持するため、訓練修了後も訓練生への連絡を密にし、最新の情報提供や相談・アドバイスを行えるようにしているか。 ・ハローワーク等との連携により、障がい者求人の動向を見極めるとともに、訓練生に適した就職情報の提供ができる体制になっているか。 ・他の事業者にはない独自の就職支援方法や就職支援に関する多様なネットワークを有しているか。 ・訓練を適切かつ効果的に実施できるよう、訓練生の支援機関や地域障害者就業・生活支援センター等との連携が図られているか。
-------------------	-----	--

(3) 審査結果

① 発表

発表
・審査結果は、企画提案を行った全ての者に対して、令和9年1月中旬頃に郵送で通知します。また、人材育成課のホームページにおいても公表します。

- ・選考過程の透明性を確保する観点から、公表に際しては、契約交渉の相手方として決定された者の名称とその得点・見積金額について報道提供資料により公表するとともに、全提案者名（申込み順）、全提案者の見積金額（金額順）、全提案者の得点（得点順）について、人材育成課のホームページにて公表します。

※選定委員会の委員名及び議事要旨（質疑応答部分）については、令和9年度に計画する全ての大阪府障がい者委託訓練事業について、契約交渉の相手方が決定した後に、ホームページに掲載する予定です。

- ・不合格者が1者となった場合は、不合格者の見積金額及び得点は公表しません。

② 契約

- ・契約交渉の相手方として選定された者と、令和9年4月以降に随時、契約を締結します。
- ・契約交渉の相手方として選定された者が、契約締結日までに本公募要領の「3 公募参加資格」に該当しなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の企画提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 企画提案書類に虚偽の記入を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。
- (3) 契約金額の支払いについて、訓練委託費、職業能力講座委託費及び職場実習委託費は訓練期間終了後、就職支援経費は就職支援期間終了後の精算払いとします。
- (4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を提出していただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
 - ウ 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者。
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記入された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記入された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金

額は、契約金額の100分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

(9) 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に基づく義務

契約締結の相手方のうち常用労働者40人以上の事業主等については、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(平成21年大阪府条例第84号)第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率が未達成の事業主については、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組みをしていただく必要があります。

詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センター(電話06-6360-9077)にお問い合わせください。

(10) 契約候補者として決定したにもかかわらず契約を締結できなくなった場合は、公共職業安定所における受講あっせん業務の円滑な実施のため、その理由を大阪労働局に情報提供します。

9 その他

(1) 企画提案書類の提出にあたっては、公募要領、仕様書と併せて、「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」、「大阪府公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」を熟読し遵守してください。

(2) 企画提案内容については、補足説明等をお願いすることがあります。

(3) 契約に際して、企画提案書類で記入された内容に虚偽の記入があった場合には、契約をしないことがあるほか、大阪府が被る損害について賠償を請求することがあります。

(4) 個人情報を取り扱うときは適正に管理してください。

(5) 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画(BCP)」を策定するよう努めてください。

(6) なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定(以下「認定」という。)を受けている受注者(共同企業体を結成している場合は、各々の構成員)は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書(以下「認定書」という。)の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者(共同企業体を結成している場合は、各々の構成員)は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。

- (7) 国において委託訓練事業に係る制度改正が行われた場合、契約交渉の相手方として決定した者との協議の上、改正後の制度を適用することがあります。